

- ②大規模半壊・半壊の場合（9月6日現在で居住者がいた場合）
撤去・解体経費の半額、瓦礫の運搬・処分経費の全額
- ③大規模半壊・半壊の場合（9月6日現在で空き家だった場合）
瓦礫の運搬・処分経費の全額

必要なもの 公費解体と自費解体で必要なものが異なりますのでご注意ください。
なお、申請の内容により、下記のほかにも必要なものが生じる場合があります。
<公費解体および自費解体で共通して必要なもの>

①申請書 ②建物配置図 ③印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの） ④身分証明書（写真付きのものは1点、その他は2点必要） ⑤り災証明書の写し ⑥建物登記簿謄本（9月6日以降に発行されたもの）※未登記物件の場合は固定資産証明書
<公費解体> 上記の①～⑥に加えて次のものがが必要です。

⑦建物の写真（建物全体がわかるものを違う角度から3～4枚程度）

<自費解体> 上記の①～⑥に加えて次のものがが必要です。

⑦建物の写真（解体前、解体中、解体後の様子がわかるもの） ⑧見積書・内訳書・契約書・領収書 ⑨マニフェスト・計量伝票 ⑩誓約書 ⑪預金通帳の写し（申請者の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号がわかるもの）

2月26日時点 義援金・見舞金申請件数

	被害数	申請数	申請率
全壊	93	74	80%
大規模半壊	54	49	91%
半壊	302	269	89%
一部損壊	2,457	2,252	92%
無被害	185	103	56%
長期避難世帯		18	
計	3,091	2,765	89%
修理金	2,412	460	19%

問合せ 総務課復興・生活再建支援室 ☎22511
税務住民課住民生活グループ ☎22940

支援制度の申請をする前に

上記の支援制度を利用するには、り災証明書が必要となります。

2月20日現在で、まだ約1,000世帯がり災証明書の交付を受けておりません。

寮や社宅にお住まいの方に対しても発行されます。まずは役場窓口にて、り災証明書の発行をお申し込みください。

り災証明書の発行

無被害の方であっても、り災証明書が発行されます。

発行に必要なもの ①申請書（各受付場所に設置しています） ②建物に貼付されている調査済証（無くても申請可能） ③本人確認書類

受付場所 税務住民課税務グループ（総合庁舎）

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

家屋の再調査について

り災証明書の交付を受けた後で、被害を受けた家屋等の再調査を希望される方は、上記窓口までご連絡ください。

再調査の申込期限は3月29日（金）までとし、調査実施は5月中旬を予定しています。

また、生活再建支援金や義援金の申請等、り災証明書を使用された方は再調査の申請はできませんのでご了承ください。

なお、余震による地震保険の申請に証明が必要な方は総務課情報グループにお問い合わせください。